

2022 年がスタートしました。心機一転、新しい事へチャレンジの1年としたいですね。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

TEL 043-241-6121
 FAX 043-243-3430
 URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>
 令和4年1月1日
 代表社員 石 田 洋 祐

新年あけましておめでとうございます。コロナウィルスの感染拡大が始まって2回目の年越しとなった2022年・寅年の新春です。世界ではオミクロン株が猛威を振るっており日本でも増加傾向が顕著となってきましたが、過度に恐れず、今まで通りしっかりと感染対策を施していけば乗り越えていけるものと思います。

● 2022 年度税制改正大綱

2022年度の税制改正大綱は賃上げ税制にいくらか変化がありましたが、暦年贈与の見直しやカーボンプライシングなどの抜本的な見直しはほぼ見送られ、目立ったのは住宅ローン減税の減税幅の縮小など節税対策の余地の縮小でした。

(税制改正大綱の主要ポイント)

住宅 税 制	住宅ローン減税	<ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を2025年末まで4年延長 ・控除率は住宅借入金残高の0.7%に縮小 ・所得要件を3000万円以下から2000万円以下に下げる ・借入残高の限度額は入居年月に応じて引下げ
資 産 課 税	住宅取得等資金の贈与の非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税措置を2年延長 ・非課税限度額は耐震・省エネ・バリアフリー住宅は1000万円、それ以外は500万円
	固定資産税の負担調整	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の負担調整は終了 ・商業地の課税標準額を21年度の課税標準額に22年度の評価額の2.5%を加算した額とする。

法人課税	賃上げ減税 (中小企業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与の前年比増加割合が 1.5% 以上の場合 → 増加額の 15% の税額控除 ・ 給与の前年比増加割合が 2.5% 以上の場合 → 更に 15% の追加控除 ・ 教育訓練費前年比 10% 以上増 → 10% の追加控除
	交際費の損金不 算入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用期限を 2 年延長 ・ 中小法人の損金算入の特例を 2 年延長
	オープンイノベーション 促進税制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要件を緩和し 2 年延長
	5G 投資促進税 制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適用期限を 3 年延長するが、税額控除率を逡減させ早期の投資を促す
消費課税	インボイス制度	免税事業者が 23 年 10 月 1 日から 29 年 9 月 30 日までに適格請求書発行事業者の登録を受ければ登録日から適格請求書発行事業者となることができる。その翌課税期間から 2 年は免税事業者となれない。
納税環境	領収書の電子保存義務化の猶予	電子取引の電子保存義務化について、22 年 1 月 1 日から 23 年 12 月 31 日までの間に行う電子取引で、保存要件に従った電子保存ができない事情について税務署長がやむを得ない事情があると認める場合には、保存要件にかかわらず保存ができるように経過措置を講ずる。

● 電子取引の電子保存義務は 2 年の猶予

上記の通り、2 年の猶予が明記された電子取引の電子保存ですが、「税務署長がやむを得ない事情があると認めた場合に紙による保存を容認する」とされていたため、どのような場合に紙による保存が認められるのか見解が待たれていましたが、「税務署に対する事前の申請は不要で、書面により出力して保存し、税務調査などの際に提示できるようにしておけば差し支えない」と国税庁から見解が出されました。

これにより、従前の対応が 2 年は容認されることになりましたが、ペーパーレス対応自体は業務効率化のため避けては通れないものですし、2 年後には対応を求められます。しっかりと準備をしておきましょう。